

# 2020 年度本庄国際奨学財団

## 高校生奨学金募集要項

### 【奨学金の概要】

勉学の意欲と能力のある高校生が、経済的理由により進学をあきらめることがないように、また大学進学後も勉強に専念できるよう、高校 2 年生から大学卒業まで奨学援助し、国際社会に貢献する人材を育成する。

### 【奨学金の期間と金額】

高校 2 年生の 4 月から高校卒業までと大学 1 年生から大学卒業まで月額 5 万円を支給します。返済義務はありません。

### 【応募資格】（すべての資格に該当すること）

1. 日本の国公立高校 1 年生に在籍する日本人高校生。日本国籍を持っていること。
2. 日本の国公立大学（短大は除く）に進学を希望していること。
3. **1 学年 1 年間の成績の評定平均値が 4.0 以上であること。**
4. 家庭または本人の経済生活状況が下記のいずれかに該当すること。
  - 1) 主な家計支持者が給与所得者の場合、1 年間の収入が 500 万円以下である。
  - 2) 主な家計支持者が個人事業主である場合、1 年間の所得が 250 万円以下である。
  - 3) 社会的養護を受けている。(2019 年度)

### 【募集人数】

10 名（全国の国公立高校の生徒から募集します。）

### 【募集期間】

2019 年 12 月 20 日～**2020 年 3 月 31 日**

### 【応募方法】

1. 本件担当の先生が奨学金ウェブ申請システムより申請してください。  
奨学金ウェブ申請システム→ <https://hs-entry.hisf.or.jp/>（このシステムは 2019 年 12 月 20 日よりアクセス可能となります）  
※申請後の申請者に関する問い合わせ、合否通知は申請書に記載の担当の先生宛に連絡いたします。  
※申請の流れについてはホームページをご覧ください。<https://www.hisf.or.jp/>
2. 入力後送信完了すると受付番号が発行されます。  
審査結果発表はホームページに受付番号を記載する形で行いますので、必ず番号を控えてください。

### ＜アップロードする必要書類＞ ※PDF にしてアップロードしてください

1. **作文**：テーマ「大学で勉強したいこと」または「将来の夢」400 字詰め原稿用紙 2 枚以内に手書きで書いてください。（指定の用紙または市販の 400 字詰め原稿用紙でも構いません）
2. **学校長の推薦書**（指定の用紙または任意の用紙を使用。申請者をよく知っている先生ならどなたに書いていただいても構いません。中学校の先生も可。ただし最終的に現在在籍する学校長の公印を押印してください。）

### 3. 経済状況を証明する書類

- 1) 主な家計支持者が給与所得者の場合、直近の源泉徴収票（雇主が発行）および課税証明書（市区町村が発行）
- 2) 主な家計支持者が個人事業主である場合、直近の確定申告書の写し
- 3) 社会的養護を受けている場合、社会的養護の状況がわかるもの。施設在籍証明書、児童（里親）委託証明書、住民票、戸籍謄本など。

#### 【選考方法、スケジュール】

2019年12月20日～2020年3月31日 申請書受付（ウェブ申請のみ）

2020年4月1日～2020年5月15日 書類選考

※書類選考合格者の1年生1年間の成績証明書を提出していただきます。

2020年5月16日～5月24日 面接選考（スカイプなどインターネットビデオ電話を使った面接の予定）

2020年5月31日まで 採用者決定

2020年6月 奨学金支給開始（2020年4月分にさかのぼって支給します）

#### 【応募に関するその他の注意】

1. 応募書類は郵送する必要はありません。
2. ウェブ申請システムは、送信完了後も2020年3月31日まで何回でも書き換え可能です。最終の入力内容が自動的に上書きされます。
3. 応募書類は返却しません。
4. 申請書類上の個人情報については当財団奨学生選考以外に使われることはありません。  
ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報が提供されますのでご了承ください。
  - 1) 書類審査・選考のため、選考委員へ申請書類の提出

#### 【奨学金の支給について】

1. 奨学金は2020年6月より、申請者（高校生）自身または保護者の名義の銀行口座に毎月振り込みます。
2. 国公立大学に進学した時には引き続き大学卒業まで奨学金を支給します。進学する大学は国公立大学であれば申請書に記載した進学希望大学以外でも構いません。国公立大学に進学しなかった場合や進学後留年した時には支給を終了します。
3. 奨学金は返済の必要はありません
4. 下記の場合は奨学金の支給を停止します。理事会の決定によりすでに支払われた奨学金の返還を要求する場合があります。
  - 1) 高校、大学を退学または休学した時
  - 2) 当財団の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合。

#### 【応募に関する問い合わせ】

公益財団法人本庄国際奨学財団 事務局

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-14-9

電話 (03) 3468-2214

FAX (03) 3468-2606

[info@hisf.or.jp](mailto:info@hisf.or.jp)